

維持管理計画書

1. 受付時の作業手順

- 1) 最終処分場に搬入される廃棄物の重量を入口の計量機で量り、同時にその内容物の性状を調べ、別紙検量書に所定の事項を記入し保管する。
- 2) マニフェスト伝票の提出を求め、内容を確認して所定の事項を記入する。その後、収集運搬業者等に交付し、残りの伝票を保管する（保存期間は5年間）。
- 3) 展開検査の実施方法（受入処理の方法）に基づいて検査を行い最終処分する。
- 4) 最終処分終了後10日以内に、マニフェスト伝票（終了票）を排出事業者へ送付する。

2. 埋立作業事項

- 1) 展開検査場よりタイヤショベルで投入する。
- 2) 当初投入時は、進入路はないため投入物・覆土を利用して、バックホーの進入路を徐々に造っていく。この時廃棄物の飛散防止はタイヤショベルで土砂を覆うことにより行う。
- 3) バックホー進入路確保後は、1日分の埋立てた廃棄物を覆土で覆い、次はその上や横に同様な方法で埋立てる。
- 4) 廃棄物を埋立用重機で破碎しながら転圧し一定の厚さ（1.5～2.0m程度）に積み上げ1日の作業終了時には土砂で覆土すると共に十分転圧する。
- 5) セル方式により積み上げられた厚さが3.5m以下となる様に埋立る。

3. 飛散・流出防止対策

廃棄物中、発砲スチロール、フィルム状のプラスチック類は飛散しやすく、周辺環境を汚染するので、飛散のある場合には覆土を随時行う。

4. 悪臭発生防止対策

無機性の物質を埋立、展開検査の徹底を図る事により、発生原因を抑制出来るものと考えますが、万一発生した場合には石灰、脱臭剤の散布等による対策を講じる。

5. 衛生害虫等防止対策

はえ、蚊、ねずみ、その他害虫の発生又、カラスの飛来防止の為、確実な覆土によって未然に防止する。尚、覆土でも不十分な場合は、消毒等による対策を講じる。

6. 騒音・振動の抑止対策

現在のところ、申請地周辺に住宅地、民家等は存在しないが将来に渡っての保障はない為、低騒音仕様の機械等を導入するなど今後も改善をして行く事が必要と考える。又、機器の点検等を定期的に行う。

7. 施設定期点検事項

- 1) 別添安全管理点検表に基づいて、最低月2回全体の点検を行う。
尚、豪雨等が発生した場合は適時点検する。
- 2) 不具合を発見した場合は直ちに処理責任者へ連絡する。
- 3) 処理責任者は速やかに、改善・処理する。
- 4) 開渠（処分場周囲雨水排水溝）に堆積した土砂は定期的（2回/月）に確認し、取り除く。
- 5) 点検の結果、堰堤に亀裂を発見した時は、処理責任者の指示のもと、その原因、状態を調査し適切な処置を行う。補修方法としては、一般的な工法である法面の再転圧、段切施工による置換、押え盛土、土羽土、杭打、その他の各種法面保護工を選択の上対処する。

8. 地下水及び浸透水の水質検査

- 1) 地下水調査孔2ヶ所及び浸透水の水質検査を、地下水等検査23項目について年1回測定し、記録する。
- 2) 浸透水のBODを月1回検査し記録する。又、埋立処分が終了し、最終覆土（=整地）完了から廃止の申請に至るまで浸透水のBODを3ヶ月に1回検査し記録する。
- 3) 地下水についてダイオキシン類に係る水質検査を年1回行う事とし、埋立開始後2年間に渡って測定した結果、検出されない時は検査を終了する。
- 4) 地下水の鉛・砒素についてのみ年3回の検査を行い、2年間に渡って定量下限値を下回る状態が確認された時をもって、年1回の定期検査とする。
又、電気伝導率及び塩化物イオン濃度についても、これに合わせて検査をし、その状態を測定記録する。（年3回、2年間）
- 5) 水質検査の測定値が基準値を上回り、超過している事が判明した場合及びBODが20 mg/lを超えている時は、直ちに搬入及び埋立処分を中止して、緊急時連絡系統図に基づいて根室支庁に連絡する等の必要な措置を講じ、原因調査、改善処置を行う。
- 6) 廃止の申請直前に、浸透水の地下水等検査23項目及びBODに関する水質検査を行う。
- 7) 水質検査の結果が基準値以内であっても測定値に急激な変動がある場合には、再度調査し、直ちに原因究明、及び改善処置を行う。

9. 産業廃棄物の処理に係る帳簿の記録・保管及び閲覧

- 1) マニフェスト伝票は5年間保存する。
- 2) 帳簿には処理される廃棄物の種類ごとに「運搬、運搬の委託、処分、処分の委託」の区分に応じて別紙の通り必要事項を記載し、帳簿を備え、1年毎に閉鎖して5年間保存する。
- 3) 維持管理に関する記録は各月毎の結果を翌月の末日までに備え置き事務所にて3年間閲覧に供する。又、記録様式は別紙の安全管理点検表及び点検記録簿等によるものとする。(記録の保存期間は処分場を廃止するまでの間とする)

10. 埋立終了から廃止まで(申請直前の検査)

- 1) 埋立処分終了届提出直前に浸透水の地下水等検査項目に係る水質検査をし、基準に適合することを確認する。
- 2) 浸透水のBODの値が20 mg/l以下であることを確認する。
- 3) ガス発生の有無を浸透水採取孔より検査して認められないことを確認する。
- 4) 埋立地内部が周辺の地中温度と比べ、温度の差が20℃未満である事を確認する。
- 5) 調査は専門業者へ委託して、上記検査結果を、申請書に添付する。
- 6) 検査方法として、発生ガス及び地中温度の測定方法は以下の通りとする。
 - ・測定位置
処分場内5ヶ所位、場外1ヶ所(比較対照用)
 - ・測定方法
 - ①鉄管(φ4~5 cm位)を重機で押し込んで、2m位の穴をあける。
 - ②穴の中にチューブを入れて、可燃ガスを測定する。
 - ③温度センサーを地中-1mと-2mにセットしたポールを穴の中に入れ、24h温度を連続測定する。

11. その他事項

- 1) 第一期の埋立層3.5mになり次第、表面を土砂で50 cm覆い、整地締固めを行って、第二期分の堰堤を築造する。(使用前検査申請書の提出)
- 2) 第二期埋立処分についても維持管理計画に基づいて、適正処分する。
- 3) 上記一連の流れをフローチャートに記載した。
- 4) 実績報告書を作成し、毎年6月30日までに前年度の処理実績を知事に報告する。